

住所 大阪府東成区中本 2 丁目 9 番 10—305 号
魏俊彪 平成元年 11 月 13 日生
住所 兵庫県尼崎市富松町 3 丁目 19 番 31 号
李美千代 昭和 45 年 1 月 9 日生
住所 静岡県清水区七ツ新屋 367 番地 1
寿利 昭和 48 年 10 月 1 日生
住所 東京都葛飾区東水元 3 丁目 12 番 4 号
アーク・ハナール 平成 4 年 5 月 9 日生
住所 福岡市東区土井 1 丁目 23 番 13—102 号
デミ・ラル・ボカレル 平成 8 年 6 月 20 日生
住所 大阪府岸和田市野田町 1 丁目 7 番 21—503 号

住所 王凌燕 昭和 61 年 1 月 18 日生
住所 東京都板橋区赤塚 4 丁目 7 番 8—303 号
王紅 平成 5 年 8 月 14 日生
住所 群馬県邑楽郡大泉町城之内 1 丁目 12 番 12 号
ラメシユ・バンデイ 昭和 62 年 10 月 3 日生
リッキー・バンデイ 平成 30 年 8 月 10 日生
ロザル・バンデイ 令和 3 年 3 月 4 日生
住所 福岡県築上郡築上町大字築城 1222 番地 6
金未希 昭和 61 年 6 月 1 日生
住所 横濱市西区楠町 5 番地 3
本将龍 昭和 61 年 2 月 8 日生
住所 東京都中野区上高田 4 丁目 19 番 1—307 号
ハリ・シン・フダ 平成 6 年 12 月 1 日生
住所 愛知県西尾市寺津町新小家 35 番地 1
カミラ・タ・シルバ・ツボタ 昭和 59 年 7 月 2 日生

住所 カワノ・ユウゴ・ツボタ・ザニ 平成 16 年 3 月 17 日生
住所 東京都中央区勝どき 4 丁目 6 番 1—4927 号
本達也 平成 4 年 4 月 10 日生
本洋子 昭和 44 年 3 月 28 日生
住所 千葉県成田市知ヶ田 867 番地
本達太 平成 8 年 12 月 3 日生
住所 東京都江戸川区篠崎町 6 丁目 6 番 2 号
吳磊 昭和 56 年 11 月 20 日生
住所 千葉県八千代市大和田新田 660 番地 52
アキラ・フナエ・トロフエオ・イシザワ 昭和 38 年 4 月 3 日生
住所 北九州市八幡西区光貞台 1 丁目 8 番 6—409 号
謝国艶 昭和 62 年 12 月 19 日生
謝曜吉 令和 4 年 1 月 18 日生

住所 兵庫県芦屋市清水町 1 番 13—504 号
ホドリゴ・ロボ・カワルゴ 昭和 58 年 3 月 16 日生
住所 兵庫県川西市鼓が滝 3 丁目 11 番 11 号
番空潤 平成 6 年 6 月 23 日生
住所 兵庫県尼崎市塚口本町 3 丁目 12 番 1 号
金真里恵 平成 5 年 5 月 10 日生
住所 兵庫県明石市朝霧町 3 丁目 8 番 12 号
李慶徳 昭和 55 年 10 月 7 日生
住所 兵庫県姫路市飾東町佐良和 367 番地 1
クエン・テイ・キム・オアン 平成 8 年 9 月 23 日生
住所 名古屋市中区松下町 1 丁目 5 番地
アリエニア・アビゲール・デラ・バズ 平成 4 年 4 月 25 日生
アリエニア・サザイナハナ・デラ・バズ 平成 26 年 1 月 6 日生
アリエニア・サインエス・デラ・バズ 平成 28 年 5 月 6 日生
アリエニア・ザクケウジ・デラ・バズ 平成 2 年 4 月 16 日生
アリエニア・サマツタニア・デラ・バズ 令和 4 年 1 月 2 日生
住所 名古屋市中区九番町 1 丁目 1 番地 1
ブルシヨタム・タハル 平成 6 年 8 月 15 日生
住所 東京都新宿区早稲田鶴巻町 523 番地 17
宋超 昭和 61 年 10 月 21 日生
住所 東京都世田谷区経堂 5 丁目 18 番 9 号
金秀明 昭和 38 年 3 月 27 日生
住所 三重県鈴鹿市郡山町 2013 番地 15
カレン・リエ・オカザ 平成 10 年 4 月 23 日生
住所 福岡市西区今宿東 1 丁目 16 番 6—405 号
趙明秀 昭和 63 年 1 月 11 日生
住所 東京都北区豊島 5 丁目 6 番 11—524 号
党啓博 平成 7 年 2 月 1 日生
住所 神戸市中央区港島中町 3 丁目 2 番地 1
アリン・リクス・ラル・ロサリオ・デ・カス トロ 平成 3 年 4 月 1 日生
住所 福岡市東区箱崎 7 丁目 20 番 12—406 号
張浩総 平成 16 年 5 月 10 日生
住所 大阪府大阪市蒲田 2604 番地 235
朴一成 昭和 42 年 4 月 10 日生
住所 名古屋市緑区鳴海町字乙子山 85 番地 9
李永花 昭和 60 年 11 月 18 日生
住所 東京都江東区北砂 5 丁目 19 番 31—603 号
馬莉 昭和 54 年 3 月 23 日生
王雅辛 平成 15 年 12 月 8 日生

住所 京都市南区吉祥院二ノ宮町 121 番地 2
本智明 昭和 55 年 3 月 27 日生
本悠信 平成 26 年 9 月 8 日生
本晋 平成 30 年 7 月 27 日生
住所 北九州市八幡西区楠北 2 丁目 3 番 12 号
轟満姑 昭和 59 年 8 月 24 日生
住所 滋賀県甲賀市水口町牛飼 404 番地 1
姜淳根 昭和 22 年 2 月 24 日生
尹和江 昭和 27 年 2 月 13 日生
住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 30 番 2—401 号
姜正泰 昭和 47 年 12 月 29 日生
住所 神奈川県平塚市万田 2 丁目 24 番 16 号
サラサル・イズキエル・リカルド・デ・ホセ 平成 7 年 7 月 13 日生
住所 名古屋市中村区畑江通 3 丁目 10 番地 1
洪美那子 昭和 46 年 6 月 30 日生
住所 愛知県豊橋市岩崎町字前田 9 番地 1
フラザイア・アニコ・ウンドラ 平成 4 年 4 月 10 日生
アメリ・ウンドラ 平成 29 年 4 月 6 日生
アリス・ウンドラ 平成 30 年 11 月 24 日生
タケル・ウンドラ 令和 3 年 4 月 24 日生

住所 三重県鈴鹿市郡山町 2013 番地 15
カレン・リエ・オカザ 平成 10 年 4 月 23 日生
住所 福岡市西区今宿東 1 丁目 16 番 6—405 号
趙明秀 昭和 63 年 1 月 11 日生
住所 東京都北区豊島 5 丁目 6 番 11—524 号
党啓博 平成 7 年 2 月 1 日生
住所 神戸市中央区港島中町 3 丁目 2 番地 1
アリン・リクス・ラル・ロサリオ・デ・カス トロ 平成 3 年 4 月 1 日生
住所 福岡市東区箱崎 7 丁目 20 番 12—406 号
張浩総 平成 16 年 5 月 10 日生
住所 大阪府大阪市蒲田 2604 番地 235
朴一成 昭和 42 年 4 月 10 日生
住所 名古屋市緑区鳴海町字乙子山 85 番地 9
李永花 昭和 60 年 11 月 18 日生
住所 東京都江東区北砂 5 丁目 19 番 31—603 号
馬莉 昭和 54 年 3 月 23 日生
王雅辛 平成 15 年 12 月 8 日生

住所 京都市南区吉祥院二ノ宮町 121 番地 2
本智明 昭和 55 年 3 月 27 日生
本悠信 平成 26 年 9 月 8 日生
本晋 平成 30 年 7 月 27 日生
住所 北九州市八幡西区楠北 2 丁目 3 番 12 号
轟満姑 昭和 59 年 8 月 24 日生
住所 滋賀県甲賀市水口町牛飼 404 番地 1
姜淳根 昭和 22 年 2 月 24 日生
尹和江 昭和 27 年 2 月 13 日生
住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 30 番 2—401 号
姜正泰 昭和 47 年 12 月 29 日生
住所 神奈川県平塚市万田 2 丁目 24 番 16 号
サラサル・イズキエル・リカルド・デ・ホセ 平成 7 年 7 月 13 日生
住所 名古屋市中村区畑江通 3 丁目 10 番地 1
洪美那子 昭和 46 年 6 月 30 日生
住所 愛知県豊橋市岩崎町字前田 9 番地 1
フラザイア・アニコ・ウンドラ 平成 4 年 4 月 10 日生
アメリ・ウンドラ 平成 29 年 4 月 6 日生
アリス・ウンドラ 平成 30 年 11 月 24 日生
タケル・ウンドラ 令和 3 年 4 月 24 日生

住所 三重県鈴鹿市郡山町 2013 番地 15
カレン・リエ・オカザ 平成 10 年 4 月 23 日生
住所 福岡市西区今宿東 1 丁目 16 番 6—405 号
趙明秀 昭和 63 年 1 月 11 日生
住所 東京都北区豊島 5 丁目 6 番 11—524 号
党啓博 平成 7 年 2 月 1 日生
住所 神戸市中央区港島中町 3 丁目 2 番地 1
アリン・リクス・ラル・ロサリオ・デ・カス トロ 平成 3 年 4 月 1 日生
住所 福岡市東区箱崎 7 丁目 20 番 12—406 号
張浩総 平成 16 年 5 月 10 日生
住所 大阪府大阪市蒲田 2604 番地 235
朴一成 昭和 42 年 4 月 10 日生
住所 名古屋市緑区鳴海町字乙子山 85 番地 9
李永花 昭和 60 年 11 月 18 日生
住所 東京都江東区北砂 5 丁目 19 番 31—603 号
馬莉 昭和 54 年 3 月 23 日生
王雅辛 平成 15 年 12 月 8 日生

住所 京都市南区吉祥院二ノ宮町 121 番地 2
本智明 昭和 55 年 3 月 27 日生
本悠信 平成 26 年 9 月 8 日生
本晋 平成 30 年 7 月 27 日生
住所 北九州市八幡西区楠北 2 丁目 3 番 12 号
轟満姑 昭和 59 年 8 月 24 日生
住所 滋賀県甲賀市水口町牛飼 404 番地 1
姜淳根 昭和 22 年 2 月 24 日生
尹和江 昭和 27 年 2 月 13 日生
住所 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 30 番 2—401 号
姜正泰 昭和 47 年 12 月 29 日生
住所 神奈川県平塚市万田 2 丁目 24 番 16 号
サラサル・イズキエル・リカルド・デ・ホセ 平成 7 年 7 月 13 日生
住所 名古屋市中村区畑江通 3 丁目 10 番地 1
洪美那子 昭和 46 年 6 月 30 日生
住所 愛知県豊橋市岩崎町字前田 9 番地 1
フラザイア・アニコ・ウンドラ 平成 4 年 4 月 10 日生
アメリ・ウンドラ 平成 29 年 4 月 6 日生
アリス・ウンドラ 平成 30 年 11 月 24 日生
タケル・ウンドラ 令和 3 年 4 月 24 日生

○財務省告示第百四十四号
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八條第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七條第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和六年五月二十七日以後に支出された寄附金について適用する。なお、次に掲げる寄附金は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する(昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号)第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。
令和六年五月二十七日
財務大臣 鈴木 俊一

○財務省告示第百三十八号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第十二條第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。
令和六年五月二十七日
財務大臣 小泉 龍司

○財務省告示第百二十九号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第十二條第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。
令和六年五月二十七日
財務大臣 小泉 龍司

受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が令和十年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた次に掲げる固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てられるもの全額

一 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地で、令和六年能登半島地震により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。次号において「被災建物等」という。）
二 被災建物等以外の固定資産で被災建物等の令和六年能登半島地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）

○農林水産省告示第千二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県長野市篠ノ井布施字池之平七五二七の一六（次の図に示す部分に限る。）、七五〇二の二、七五〇三の五、七五二七の一三、七五二七の一八、七五二八の八
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
（次の図）は、省略し、その図面を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県東筑摩郡生坂村大字東広津五六の三から五六の五まで、五七の二、五七の三、五八の一〇、五八の一、北安曇郡池田町大字広津四六の三、四七の四、四八の三、四九の三、四九の四、五〇の四から五〇の九まで、五一の三から五一の六まで、五二の五、五三の四、五三の五、五四の三、五四の四、五五の三から五五の六まで、五七の二
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
○農林水産省告示第千二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県飯田市時又一七九の三・一八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 徳島県美馬市六吹町古宮字生子屋敷七九四の三五から七九四の三七まで（以上三筆国有林）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千二十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 徳島県美馬郡つるぎ町一字桑平六一九六の三七・六一九六の三八（以上二筆国有林）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千二十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 大分県佐伯市米津大字浦代浦字間越一七二の二（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 大分県由布市挾間町内成字ウソノ二二三の一
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
○農林水産省告示第千二十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

○農林水産省告示第千二十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県中津川市蛭川字遠ヶ根二の二から二の二四まで、七三の二、七三の三、七三の四
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千二十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の五〇
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千三十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の五二
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 指定理由の消滅
○農林水産省告示第千三十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の四六・八九一の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため
（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）